

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	47 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	44 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料がみなし免除とされていた。

昭和48年*月の婚姻後、夫婦二人分の保険料を納期限ごとに納付していたところ、私は全く知らなかったが、父が、40年10月に、私の60歳到達までの全期間の保険料を既に一括前納してくれていたことのほか、このことに伴い、保険料を重複納付している旨の連絡があった。

また、A市区町村役場からの連絡の中で、全期間前納していた保険料額については、保険料額が改定されたことに伴う差額保険料として、当該期間に充当するとされていたはずであり、その後も、昭和54年ころまで、継続して差額保険料を納付し続けた記憶がある。

このため、申立期間について、みなし免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人の父は、昭和40年10月4日に、申立人に係る同年10月から79年2月(平成16年2月)までの全期間の保険料について、一括前納していることが確認できるとともに、同台帳及び申立人の居住地であるA市区町村が管理していた国民年金被保険者名簿により、申立人は、その後の保険料引き上げに伴い、数回にわたり、差額

保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の居住地である A 市区町村が管理していた国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間を含む昭和 49 年 1 月から 54 年 1 月までの期間について、差額保険料を 2 回にわたって納付していることが確認できるが、申立期間の前後は差額保険料が納付された記録となっているにもかかわらず、申立期間のみが、差額保険料が納付されなかったとして、みなし免除とされていることは、考え難い上、差額保険料は、未納期間に先詰めで充当するのが通常の事務処理であるにもかかわらず、申立期間を外して処理するのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1095

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和54年4月から55年3月までの期間及び56年4月から58年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

未納期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの期間及び56年4月から57年12月までの期間については、領収書を所持していたため、納付記録が訂正されたが、申立期間については、納付記録が訂正されなかった。

申立期間については、家計簿に夫婦二人分の保険料を納付した記載があり、夫は、同期間の保険料が納付済みとなっている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間について、申立人は、夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する家計簿には、申立期間に係る夫婦二人分の保険料3万1,320円を、昭和58年3月1日に納付したとの記載があることが確認でき、事実、申立人の夫は、同期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人の年金記録については、申立期間直前の昭和54年4月から55年3月までの期間及び56年4月から57年12月までの期間の納付記録が、申立人が所持していた領収書により、平成22年6月8日に追加されていることが確認できることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から46年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から46年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

納付記録を確認したところ、昭和45年3月から46年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

結婚前は、父が国民年金の加入手続を行い、結婚後は、義父が保険料を納付してくれていた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料は、両申立期間を除きすべて納付されている上、両申立期間の保険料を納付したとする申立人の父及び義父については、昭和35年10月1日に国民年金に加入後、60歳で国民年金被保険者資格を喪失するまでのすべての期間について、保険料を納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①について、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和46年7月から同年8月までの間と考えられ、事実、申立期間①について、国民年金印紙検認記録簿により、申立期間①直後の同年4月から同年12月までの保険料を47年4月28日に、及び47年1月から同年3月までの保険料を同年4月1日に、それぞれ現年度納付していることが確認できることから、この時点で時効未到来である申立期間①の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間②は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間②の保険料について、申立人の義父が、申立人を含む家族全員の保険料を納付していたと主張しており、事実、申立人の夫に係る申立期間②の保険料については納付済みであることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民

年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月28日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和19年3月にA女学校を卒業し、女子挺身隊として、B社C工場に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和21年11月8日に支給されたこととなっていることに加え、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されたページの前後30ページに登載されている者のうち、i)申立人と同一日に被保険者資格を取得している、ii)オンライン記録が取得可能である、iii)終戦後まもなく被保険者資格を喪失している、iv)短期脱退手当金の受給権を有しているなどの条件において、すべての条件を満たす者が103人いることが確認できるところ、そのうち、実際に支給記録がオンライン記録において確認できる者は申立人を含めて5人のみであることから判断すると、職員の退職時に事業主が個別の委任に基づかずに代理請求を行う取扱いがあったものとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立期間における申立人の旧姓は「D氏」であるところ、被保険者氏名が「E氏」と記載されている上、申立人の生年月日においても、昭和2年*月*日が正しいにもかかわらず、同年*月*日と記載されており、申立人が自ら脱退手当金の請求手続を

行ったとするならば、自身の氏名と生年月日の両方を誤って請求することは事務処理上不自然である。

さらに、A女学校の卒業生名簿に、昭和19年3月の卒業生のうち、申立人と推定できる「D」姓の卒業生を確認することができるが、「E」姓については確認できない上、申立人と同時期に、女子挺身隊として、B社C工場に配属された者28人の厚生年金保険被保険者台帳と当該卒業生名簿を比較調査したところ、そのうち、2人については名前の一部が相違しているほか、1人を除く27人については生年月日が相違していることから、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の管理が適正に行われていなかった可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月26日から同年10月21日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成3年9月26日から同年10月21日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、B社を退社した直後にA社に入社し、入社当月から、厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に訪問調査を行ったところ、同社から提出された会計帳簿(平成3年1月1日から同年12月31日までの期間)により、平成3年8月31日に、通勤定期代が申立人に支給されていることが確認できるほか、同社から、同日以降、申立人は同社に勤務していたものと考えられる旨の回答が得られた。

また、A社から、上記資料を除いて申立内容を確認できる資料は残存していないとしているものの、申立期間における同社の厚生年金保険の取扱いについて、特別な理由がある場合を除き、試用期間又は見習い期間等も無かったことから、従業員であれば厚生年金保険に加入させていたはずであるとして、申立期間に勤務していたことが確認できる申立人についても、同期間中、同社の厚生年金保険被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されて

いたはずである旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係るオンライン記録における平成3年10月の資格取得時の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和43年3月31日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和41年11月15日からA社B工場に勤務し、43年4月1日付けで同社本社に異動になったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和38年3月11日、離職日が平成12年4月20日となっている旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出されたC社（昭和44年4月1日に、A社はD社と合併）の人事記録により、申立人は、昭和43年4月1日付けで、A社B工場から同社本社に異動していることが確認できる。

さらに、C社に照会したところ、申立人のA社B工場における被保険者資格喪失日を昭和43年4月1日とすべきところ、当時の事務担当者が誤って、同年3月31日として届出を行った旨の回答が得られたほか、C社の人事担当者から、A社B工場に同年3月31日まで継続して勤務していれば、申立人の

給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたと思われる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和42年5月のオンライン記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあった旨の回答が得られたことから、事業主は昭和43年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和60年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者資格喪失日が、昭和60年5月31日である旨の回答を受けた。

私は、昭和59年8月27日にC社に採用となり、平成8年8月31日まで継続して勤務していた。

当時、社会保険の加入については、C社の親会社であるA社で加入していたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録について、労働局に照会したところ、申立人は、昭和59年8月27日にC社において被保険者資格を取得してから、平成8年8月30日に離職するまで、雇用保険に継続して加入していた旨の回答が得られたことから、申立期間中、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、B社に照会したところ、申立人はC社に勤務していた旨のほか、C社は、関連会社であるA社の事業の一部を担当していたものの、申立期間当時、C社は、売上げが少なく、会社として独立していなかったため、申立人を含む同社の従業員について、A社が、給与を支給していた旨の回答が得られた。

さらに、B社から、C社の従業員の厚生年金保険の適用について、A社において加入させていた旨のほか、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していた旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、C社に勤務し、A社の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人の昭和60年4月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行及び正しい届出がされたか否かについては、当時の資料が残存しておらず不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和60年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、B共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人のB共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和38年12月1日、資格喪失日に係る記録を40年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9万7,246円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月1日から40年4月1日まで

私は、C高等学校在学中の昭和37年12月に、臨時雇用員としてA社に採用され、その後、試用員を経て、38年12月1日に職員となった。職員であった期間については、B共済組合の組合員であったはずなのに、その間の厚生年金保険の加入記録が無いので、職歴カードで職員であったことが確認できる40年4月1日までの16か月について、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社職員の年金の給付に要する費用の支払業務等を行っているD社が保管する職歴カードにより、申立人が、昭和37年12月に臨時雇用員としてA社に採用され、その後、試用員を経て、38年12月1日から40年4月1日まで職員として、A社に勤務していたことが確認できるところ、B共済組合から、A社職員の発令を受けたすべての者は、B共済組合員となり、給与から掛金が控除されていた旨の回答が得られた。

また、当時、B共済組合では、在職中の組合員の加入記録の管理を行わず、退職時にA社から提出される履歴書に記載されている加入期間及び基本給から、加入期間が20年以上の場合は年金の給付額を、加入期間が1年以上20年未満の場合は退職一時金（厚生年金保険の脱退手当金に相当）の支給額を計算することとなっており、その際、退職する組合員は、B共済組合運営規

則に定められた所定の手続を行うこととされていたが、B共済組合には、申立人に退職一時金を支給した記録が残されていない上、申立人も退職時に当該手続をした覚えがないと述べていることから、申立人については、B共済組合員であったこと自体が記録されていなかったと考えられる。

さらに、B共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人のB共済組合員としての資格取得に係る記録を昭和38年12月1日、資格喪失日に係る記録を40年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人の履歴カードに記載されている俸給及び国家公務員等共済組合法等の規定から判断すると、9万7,246円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を9万円、申立期間②に係る標準賞与額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（9万円）及び18年12月分賞与（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（9万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（15万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を13万円、申立期間②に係る標準賞与額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日
② 平成18年12月28日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（13万円）及び18年12月分賞与（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（13万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を2万円、申立期間②に係る標準賞与額を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（2万円）及び18年12月分賞与（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（2万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（5万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を1万円、申立期間②に係る標準賞与額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（1万円）及び18年12月分賞与（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（1万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（3万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を6万円、申立期間②に係る標準賞与額を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（6万円）及び18年12月分賞与（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（6万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（25万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を2万5,000円、申立期間②に係る標準賞与額を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日
② 平成18年12月28日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与(2万5,000円)及び18年12月分賞与(5万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(2万5,000円)及び申立期間②に係る標準賞与額(5万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を2万円、申立期間②に係る標準賞与額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日
② 平成18年12月28日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与(2万円)及び18年12月分賞与(3万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(2万円)及び申立期間②に係る標準賞与額(3万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を20万円、申立期間②に係る標準賞与額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与(20万円)及び18年12月分賞与(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(20万円)及び申立期間②に係る標準賞与額(30万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を35万円、申立期間②に係る標準賞与額を37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（35万円）及び18年12月分賞与（37万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（35万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（37万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を35万円、申立期間②に係る標準賞与額を37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（35万円）及び18年12月分賞与（37万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（35万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（37万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①及び②に係る標準賞与額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（15万円）及び18年12月分賞与（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（15万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（15万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を25万円、申立期間②に係る標準賞与額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（25万円）及び18年12月分賞与（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（25万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（34万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を9万円、申立期間②に係る標準賞与額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（9万円）及び18年12月分賞与（11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（9万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（11万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を20万円、申立期間②に係る標準賞与額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（20万円）及び18年12月分賞与（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（20万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（50万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を21万円、申立期間②に係る標準賞与額を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（21万円）及び18年12月分賞与（23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（21万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（23万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を3万円、申立期間②に係る標準賞与額を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成 16 年 8 月分賞与及び 18 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成 16 年 8 月分賞与及び 18 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 16 年分賃金台帳及び 18 年 12 月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16 年 8 月分賞与（3万円）及び 18 年 12 月分賞与（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（3万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（5万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を12万円、申立期間②に係る標準賞与額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（12万円）及び18年12月分賞与（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（12万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を35万円、申立期間②に係る標準賞与額を37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日
② 平成18年12月28日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与(35万円)及び18年12月分賞与(37万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(35万円)及び申立期間②に係る標準賞与額(37万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を35万円、申立期間②に係る標準賞与額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（35万円）及び18年12月分賞与（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（35万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（34万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を35万円、申立期間②に係る標準賞与額を37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（35万円）及び18年12月分賞与（37万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（35万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（37万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を40万円、申立期間②に係る標準賞与額を37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与(40万円)及び18年12月分賞与(37万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(40万円)及び申立期間②に係る標準賞与額(37万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を8万円、申立期間②に係る標準賞与額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（8万円）及び18年12月分賞与（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（8万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（10万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を3万円、申立期間②に係る標準賞与額を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（3万円）及び18年12月分賞与（7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（3万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（7万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を40万円、申立期間②に係る標準賞与額を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（40万円）及び18年12月分賞与（35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（40万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（35万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を9万円、申立期間②に係る標準賞与額を13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（9万円）及び18年12月分賞与（13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（9万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（13万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を2万5,000円、申立期間②に係る標準賞与額を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（2万5,000円）及び18年12月分賞与（4万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（2万5,000円）及び申立期間②に係る標準賞与額（4万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を12万円、申立期間②に係る標準賞与額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（12万円）及び18年12月分賞与（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（12万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（18万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を7万円、申立期間②に係る標準賞与額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（7万円）及び18年12月分賞与（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（7万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（10万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を6万円、申立期間②に係る標準賞与額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（6万円）及び18年12月分賞与（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（6万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（10万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を9万円、申立期間②に係る標準賞与額を13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（9万円）及び18年12月分賞与（13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（9万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（13万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を13万円、申立期間②に係る標準賞与額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日
② 平成18年12月28日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（13万円）及び18年12月分賞与（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（13万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（30万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を8万円、申立期間②に係る標準賞与額を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（8万円）及び18年12月分賞与（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（8万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（25万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を8万円、申立期間②に係る標準賞与額を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（8万円）及び18年12月分賞与（12万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（8万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（12万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間に係る標準賞与額を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 12 日

A社から、平成 16 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成 16 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 16 年分賃金台帳により、申立人は、その主張のとおり、16 年 8 月分賞与（4万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額（4万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間に係る標準賞与額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 28 日

A社から、平成 18 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成 18 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 18 年 12 月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、18 年 12 月分賞与 (20 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、申立期間に係る標準賞与額 (20 万円) に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間に係る標準賞与額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

A社から、平成18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、18年12月分賞与(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間に係る標準賞与額(15万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間に係る標準賞与額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

A社から、平成18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、18年12月分賞与(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間に係る標準賞与額(10万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における資格取得日については昭和20年2月26日、資格喪失日については同年6月20日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年2月及び同年3月は55円、同年4月及び同年5月は60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月26日から同年6月20日まで

年金事務所に船員保険加入記録を照会したところ、B社所有の「C船舶」に乗船していた昭和20年2月ごろから同年6月ごろまでの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。「C船舶」に乗船時、出港直後に潜水艦に撃沈されたことをよく覚えているので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社所有の「D船舶」に係る被保険者名簿中に、申立人と同姓同名であり、生年月日が申立人と1年違いの昭和2年*月*日である記録が確認でき、当該記録における資格取得日は20年2月26日となっている。

また、当該記録について、i) E組合が運営する、「F機関」からの回答によると、D船舶の最後の航海は、昭和20年6月19日午前4時にG港を出港し、同日午前*時*分にG沖において潜水艦の雷撃により沈没したとのことであり、申立人が主張する航海の概要、沈没の地点及び原因と一致していること、ii) 会社名については、申立人の記憶が曖昧であるとともに、A社はB社の関連会社であり、後にB社に吸収されており、申立人は会社名を混同していると考えられること、iii) 船舶名については、読み方が申立人の主張と記録で一致していること、iv) 生年月日については、A社所有の「H船舶」において、昭和20年2月26日に資格を取得したものの、取得が取り消

されている申立人と思われる記録があり、当該記録では、氏名、生年月日とも正確に記録されていることから、船舶名を誤って名簿に記載したことに気づき、取得を取り消した上、正しい船舶（D船舶）の名簿に記載し直した際に生年月日を誤ったものと考えられることから、申立人は、申立期間に、A社所有のD船舶に乗船していたこと及び上記記録が申立人の記録であることが認められる。

また、上記D船舶に係る記録には、資格喪失日の記載が無いが、「F機関」からの回答によると、D船舶は昭和20年6月19日に沈没していること及び申立人は沈没の日まで乗船していたと認められることから、申立人の資格喪失日はその翌日である同年6月20日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、D船舶に係る被保険者名簿の記録から、昭和20年2月及び同年3月は55円（5等級）、同年4月及び同年5月は、60円（3等級）とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の、A社B工場における被保険者資格の取得日は昭和17年6月1日、喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場(現在は、C社)に勤務していた昭和17年6月1日から20年9月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社B工場に勤務していた記憶があるので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及びA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和17年6月1日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していること及び20年2月1日に標準報酬月額が改定されていることが確認できる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日の記載が無い上、申立人の厚生年金保険手帳記号番号の前後60人についても、同様に、資格喪失日の記載が無い。

さらに、上記60人のうち、オンライン記録のある31人について調べたところ、そのうち、13人は昭和20年9月1日に、4人は同年8月31日に、それぞれ、A社B工場における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C社本社に照会したところ、申立期間当時、A社B工場は軍事工場であったことから、昭和20年8月の終戦後、同社同工場は米軍に差し押さえになったため、同年9月ごろ、それまで勤務していた従業員については、

一旦全員解雇の手続を取ったものと思われる旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における被保険者資格の取得日を昭和17年6月1日、喪失日を20年9月1日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、60円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から59年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から59年11月まで
20歳になった昭和52年*月ごろ、私は自営業を手伝っており、母が、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険に加入した59年11月まで、父の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。
このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年*月ごろ、A市区町村役場において、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、年金手帳前渡し要求書により、63年7月以降と考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できない。

また、申立人は、昭和52年*月ごろ、A市区町村役場において、申立人の母が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおり、国民年金加入手続を行った場合、B社会保険事務所（当時）から「*」の国民年金手帳記号が払い出されるところ、申立人の国民年金手帳記号については、60年3月に業務を開始したC社会保険事務所（当時）から払い出される「*」となっていることから、申立人の主張は矛盾している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もどうか

がえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から16年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から16年3月まで

ねんきん特別便で納付記録を確認したところ、20歳になった平成6年*月にA市区町村役場において加入手続を行い、学生納付特例制度により保険料の納付を猶予としたはずの国民年金の記録が、18年4月まで未加入とされていたが、平成18年5月23日に一時帰国した際には、「再発行」という形で基礎年金番号及び年金手帳が発行されたことを覚えている。

このため、申立期間の国民年金への加入事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年*月ころに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によれば、申立人の年金手帳交付は18年6月2日に行われていることが確認できる。

また、申立人は、平成18年6月2日に、B都道府県C市区町村において年金手帳の再発行手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の記号は、再発行の場合に記載されるD社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号である「*」ではなく、E社会保険事務所(当時)の基礎年金番号である「*」となっており、再交付である旨の記載もない。

さらに、申立期間当時、国民年金保険料の申請免除の手続は、毎年度行う必要があり、20歳当時、A市区町村役場において申請免除の手続を行い、翌年度以降については同手続を行った記憶は無いとする申立人の主張には不合理な点が認められる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年3月まで

ねんきん特別便により、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できなかった。兄については、私と同様、20歳当時に学生であったが、A市区町村役場において納付記録が確認できた。当時は兄は両親と同居しており、兄の保険料は両親が納付していた。私は20歳のころ、B都道府県に居住していたが、国民年金保険料については、兄と同様に両親が加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市区町村役場において、申立人の両親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号番号の払出し以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していないため、保険料を納付することができない。

また、申立人は、A市区町村に居住する申立人の両親が、送付されてきた納付書により、兄と同様に、申立期間に係る申立人の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の戸籍の附票により、20歳当時、申立人がB都道府県C市区町村に居住していることが確認できることから、A市区町村において保険料を納付することはできない。

さらに、仮に、申立人の主張どおり、A市区町村役場において、申立人の両親が国民年金の加入手続を行った場合、申立人の戸籍の附票により、昭和50年7月21日から同年9月5日までの期間に加入したと考えられるが、申立期間には時効により納付できない期間が混在することから、申立人の主張には矛盾がある。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も

うかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 8 月

納付記録を確認したところ、昭和 60 年 1 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 8 月の国民年金保険料について、納付事実が無いことが判明した。

申立期間①については、両親に勧められ、昭和 60 年 1 月ころに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。また、申立期間②については、母が納付税組合を通じて保険料を納付してくれていた。

このため、両申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和 60 年 1 月ころに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているほか、申立期間②について、申立人の母が納税組合を通じて保険料を納付していたと主張しているが、申立人には、現在の基礎年金番号以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間①及び②については、国民年金被保険者資格を有していないため、保険料を納付することができない。

また、申立人は、前述のとおり、申立期間②については、申立人の母が保険料を納付していたとしており、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間②当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 49 年 12 月まで

60 歳到達はがきにより、昭和 37 年 10 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料が未納の記録とされていた。昭和 51 年に、特例により国民年金保険料が納付できることを知り、A 市区町村役場の窓口において国民年金の加入手続を行い、昭和 37 年から 51 年 10 月までの保険料として 7 万円くらいを手渡しで納付した。

このため、申立期間のうち昭和 50 年 1 月からは納付の記録となっていて、37 年 11 月から 49 年 12 月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付制度により納付できることを知り、昭和 51 年に A 市区町村役場において国民年金の加入手続を行うと同時に、申立期間の保険料 7 万円くらいを手渡しで一括納付したと主張しているが、同時期には特例納付は実施されておらず、同制度により保険料を納付することはできない。

また、国民年金被保険者台帳により、国民年金加入手続後に時効未到来であった昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、この時点において、申立期間のうち 37 年 11 月から 49 年 12 月までの期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料額一覧表により計算した昭和 37 年 11 月から 51 年 9 月までの保険料合計額は 7 万 700 円であり、A 市区町村役場において手渡しで納付した申立期間の保険料 7 万円とはほぼ合致していると主張しているものの、過年度保険料は、通常、2 年前までしかさかのぼって納付することができない上、仮に、第 3 回特例納付期間に納付した場合であっても、納付すべき金額と納付したと主張する金額は

大きく乖離^{かいり}している。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 57 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 57 年 8 月まで
納付記録を確認したところ、昭和 54 年 1 月から 57 年 8 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、父が、国民年金の加入手続を行い、兄の分と一緒に保険料を納付してくれていた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の国民年金被保険者の第 3 号被保険者資格処理年月日により、平成元年 9 月以降であると考えられるとともに、同年 12 月に、昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができなかったものと推認できる。

また、申立人は、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月及び同年9月

申立期間の国民年金保険料については、納付されていないというハガキが届いたので、平成18年末に、手元にあった3万円の中から、2か月分の保険料をA市区町村役場（現在は、B市区町村C庁舎）で納付した。

このため、申立期間の保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、平成19年6月12日に過年度納付書が発行されていることが確認できることから、この時点では申立期間の保険料は納付されていなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料については、平成18年12月に手元にあった3万円の中から2か月分を納付したと主張しているが、オンライン記録による被保険者記録照会（納付督促事跡）によれば、委託業者が電話により納付状況を確認した結果、19年8月28日に「母 8月に納付済。9月分18年末に納付済。」と記録されているところ、20年2月22日の応答では「態度保留。余裕出来次第納付。」と記録されており、申立人の納付に関する回答に一貫性が認められないほか、20年2月の時点では未納であることを認識していたと考えられる。

さらに、申立人は、B市区町村C庁舎において、平成18年12月に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、この時点では、保険料収納事務は国に移管されており、同庁舎の窓口で保険料を納付することはできないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

加えて、申立人が平成18年10月10日から勤務したD社の顧問会計事務所に、申立人に係る源泉徴収票の社会保険料額の内容（平成18年から20年まで）を確認したところ、国民年金保険料の控除証明書は添付されていない旨

の回答であった上、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月25日から39年5月6日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和38年11月25日から39年5月6日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間当時、A社において、友人4人で仕事をしており、友人には厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私には加入記録が無いことに納得がいかない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚3人に照会したところ、2人から回答があり、うち1人から、自身は、複数回、A社に勤務していたとしており、申立人の勤務期間は不明ではあるものの、申立人と一緒に勤務したのは、自身が2回目に勤務した際であった旨のほか、同社における厚生年金保険被保険者資格を取得したのは初回の勤務時のみであった旨の証言が得られた。なお、オンライン記録により、当該同僚のA社における厚生年金保険の加入記録は、昭和38年11月25日から39年1月1日までの期間のみであることが確認できる。

また、A社の元取締役等に照会したところ、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかったものの、「A社は、勤務形態に関係なく、全員を厚生年金保険に加入させていたと思われるが、同社には、短期間の体験期間があり、そのうち、作業を体験した上で、本人が入社するか否かを決めていた場合は、当該期間中、社会保険には未加入になっていたと思う。」とする旨の証言が得られた。

さらに、申立期間に被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した5人に照会したところ、3人から回答が得られたものの、申立人に係る厚

生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかったほか、申立期間当時の事業主は連絡先不明により、証言を得ることができない。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当してから該当しなくなるまでの期間に係る同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、申立人が名前を挙げた同僚3人の前後において、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 1 日から 61 年 5 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事業所に勤務していた昭和 60 年 11 月 1 日から 61 年 5 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、申立期間に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社B事業所に勤務していたことは、申立人が名前を挙げている同僚の証言から推認できる。

一方、申立人が名前を挙げている同僚のほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前がある者のうち、申立期間の始期である昭和 60 年 11 月に被保険者資格を取得した者及び申立人が自身と同時期に同社に入社したとして名前を挙げている同僚と同日に被保険者資格を取得した者で、C県内の同社の事業所に勤務していたと考えられる者、計 15 人に照会したところ、5 人から回答が得られたものの、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、上記回答が得られた同僚 5 人のうち、3 人は、自身が証言する入社日より 3 か月から 3 年程度遅れて被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人が自身よりも早く入社していたとして名前を挙げている同僚は、申立期間後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っておらず、勤務期間が 6 か月間であったと主張する申立人については、厚生年金保険の適用が行われていなかったものと考えられる。

さらに、A社に照会したところ、申立期間当時の資料は保管期限が経過していることから既に処分しており、申立人の勤務状況等について確認することはできない旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 1 日から同年 10 月 9 日まで

年金事務所に標準報酬月額を照会したところ、A社の厚生年金保険被保険者記録において、昭和 63 年 5 月 1 日から同年 10 月 9 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が、実際の額と大幅に相違していることが判明した。

申立期間当時の代表者との当初の約束により、当時、30 万円の給与を受けていたはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入状況及び標準報酬月額の決定に関する書類は現存しておらず、申立期間当時の代表者も他界していることから、申立期間についての詳細は不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、存命中で連絡先が判明した4人に照会したところ、2人から回答が得られたものの、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録には、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は無く、不自然な点はない。

加えて、申立人は「給与 30 万円の約束で入社し、28 万円しかもらえなかった。2 万円を保険料として控除されていた。」と主張しているところ、申立期間当時の標準報酬月額が、30 万円の場合、健康保険・厚生年金保険の控除保険料合計は3万 1,050 円となるほか、20 万円の場合、2万 700 円となることから、申立人が主張する 30 万円の標準報酬月額に対応する保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情

も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 3 日から 32 年 4 月 3 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち、昭和 31 年 4 月 3 日から 32 年 4 月 3 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社B事業所には、夜間学校に通いながら勤務しており、昭和 32 年 3 月に卒業してから退職したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人は、A社に昭和 28 年 6 月 15 日に入社し、31 年 4 月に退職したことが確認できる。

一方、申立人が名前を挙げた同僚のうち、A社本社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者 2 人及び同社B事業所において被保険者資格を有していた者 2 人の計 4 人のうち、連絡先の判明した 1 人に照会したところ、回答が得られたものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について具体的な証言は得られなかった。

また、申立期間当時、A社本社及び同社B事業所において被保険者資格を有していた同僚 6 人に照会したものの、回答が得られなかった。

さらに、申立人は申立期間前にA社本社の被保険者資格を有していたことから、申立期間に同社本社以外にC都道府県において厚生年金保険の適用事業所であった、同社B事業所及び同社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。